

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 27.7.8 第 189 回国会第 30 号

7 月 8 日（水）、第 30 回の委員会が開かれました。

## 1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 42 号）（裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化及び証拠開示制度の拡充について）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）東京大学大学院法学政治学研究科教授	大澤 裕君
日本弁護士連合会司法改革調査室室長	宮村 啓太君
ジャーナリスト	江川 紹子君
弁護士	小池 振一郎君

（質疑者及び主な質疑内容）

### 若狭 勝君（自民）

- ・刑事訴訟法第 1 条にも書かれている真実発見と被疑者・被告人の人権保障という 2 つの刑事司法の基本的な理念について、どちらに重きを置いて考えていくべきであるか、大澤参考人、宮村参考人、江川参考人及び小池参考人それぞれの見解を伺いたい。
- ・本法案に関して、完璧な制度でないとしても、とりあえず実施して、一定の期間が経過した段階で検証し、問題があれば考え直していくという考え方は問題であると思うか、あるいは、法案について不十分であるからためであるという方法論しか取り得ないのか、小池参考人、江川参考人、宮村参考人及び大澤参考人それぞれの見解を伺いたい。
- ・弁護士として活動する中で、保釈の請求をしてもなかなか認められなかったという経験があり、本法案の中で裁量保釈の判断に当たって考慮すべき事情が明記されたとしても、結局は裁判官の意識の問題というのが大きいのではないかと考えるが、江川参考人、宮村参考人、大澤参考人及び小池参考人それぞれの見解を伺いたい。

### 國重 徹君（公明）

- ・平成 16 年の刑事訴訟法改正により証拠開示制度が導入されたことについて、被告人の防御権が飛躍的に向上したと考えるが、小池参考人の認識を伺いたい。
- ・証拠開示制度の対象となっていない事件においても、否認事件の場合や量刑に争いがある場合など、弁護士が必要と判断して検察官に開示を求めた場合には、検察官は柔軟に任意開示に応じているのか、宮村参考人及び小池参考人に伺いたい。
- ・本法案では、被告人及び弁護人に対し、公判前整理手続及び期日間整理手続の請求権を付与することとしている

が、弁護人としてどのような場面で請求権を行使することが想定されるのか、小池参考人及び宮村参考人に伺いたい。

- ・証拠の一覧表の交付により、弁護活動において具体的にどのようなメリットがあるのか、宮村参考人及び小池参考人に伺いたい。

### 山尾 志桜里君（民主）

- ・司法取引の導入は、検察官のストーリーに沿った供述をすれば釈放されるようなことが行われることにより、人質司法の問題性を更に高めるのではないかと懸念するが、大澤参考人、宮村参考人、江川参考人及び小池参考人の見解を伺いたい。
- ・身柄拘束の適正な運用を図るため、刑事訴訟法第 89 条の権利保釈の除外事由のうち、第 4 号の罪証を隠滅すると疑うに足りる「相当な理由」を「十分な理由」と改めるべきと考えるが、宮村参考人、小池参考人及び大澤参考人の見解を伺いたい。
- ・再審請求審における証拠開示に関して、一定のルールを設ける必要性の有無をどう考えているか、また、必要があるとする場合、公判前整理手続における仕組みを準用するなどの工夫について、小池参考人、江川参考人、宮村参考人及び大澤参考人の見解を伺いたい。
- ・検察官が犯罪の証明に支障が生ずるおそれがあるとして消極証拠を証拠の一覧表に記載しない懸念があることから、証拠の一覧表の交付手続の除外事由のうち、「犯罪の証明又は犯罪の捜査に支障がある場合」を削除すべきと考えるが、大澤参考人及び宮村参考人の見解を伺いたい。

### 井出 庸生君（維新）

- ・本法案の附則第 9 条の見直し規定では施行 3 年経過後に

取調べの録音・録画制度について検討することとしているものの、これに限らず、本法案の各制度についても広く見直す必要があると考えるが、本法案は見直しの必要がない完成形であると評価できるのか、あるいは見直しの機会が必要なものであるのか、大澤参考人の見解を伺いたい。

- ・本法案のきっかけは近年の連続したえん罪の発生にあるが、日本弁護士連合会が求めている本法案の早期成立によって、えん罪を防止することが可能であるのか、本法案の真の目的はどのようなものなのか、宮村参考人の見解を伺いたい。
- ・ビデオリンク方式による証人尋問と実際に証人が法廷に出席して行う証人尋問とでは、傍聴席から見てどのような違いがあり、どのような問題点があるのか、江川参考人の見解を伺いたい。

### **清水忠史君（共産）**

- ・裁判所が結果として誤った判決を下したり、安易に長期間の身柄拘束を許してしまう構造的な原因はどこにあるのか、江川参考人の見解を伺いたい。
- ・本法案に再審請求審での証拠開示制度が盛り込まれなかったことに関し、大澤参考人が危惧している点及びこれに関する要望を伺いたい。
- ・本法案において取調べの録音・録画義務に例外規定が設けられていることに関し、小池参考人はいいとこ取りであるとの批判をしているが、この批判の趣旨の詳細を伺いたい。
- ・平成27年5月22日の日本弁護士連合会会長声明において「全ての弁護士、弁護士会とともに、改革をさらに前進させるために全力を尽くす決意」とあるが、一方で横浜弁護士会から司法取引の導入や通信傍受法改正に反対する会長声明が出され、本法案に反対する弁護士も少なくない状況で、えん罪被害者自身も反対している本法案に、なぜ日本弁護士連合会は賛成しているのか、えん罪被害者の声を聞いたのか、宮村参考人に伺いたい。